

「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会
平成十八年五月十二日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 幅広い金融商品についての包括的・横断的な投資家保護法制の整備の観点から、今回の法改正を受け、今後、その実効性を確保し、市場監視機能の強化を図るため、早急に証券取引等監視委員会等の体制強化や自主規制機関との連携強化に取り組むこと。
- 一 証券取引等監視委員会をはじめとする市場監視体制の強化に当たっては、優秀な人材の確保及び職員の専門性の向上を図るとともに、真に必要な部門には適切に定員を配置する観点から、定員の確保、機構の充実に特段の努力を行うこと。
- 一 商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。
- 一 不招請勧誘禁止の対象となる商品・取引については、利用者保護に支障をきたすことのないよう、店頭金融先物取引に加え、レバレッジが高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態に照らし必要な場合には、迅速かつ機動的に追加指定を行うこと。
- 一 課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、現行制度の実施状況等を踏まえ、課徴金の水準の引上げも含め、制度全般のあり方について、今後、実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。
- 一 より包括的な金融サービス法制については、本改正による金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度のあり方なども踏まえ、引き続き検討を進めること。その際、現在の監視体制のあり方についても見直しを行うこと。
- 一 金融・資本市場における公正な取引の確保及び利用者保護の観点から、諸外国の様々な金融商品とその市場行政を含めた金融行政機構の状況等を参考に、わが国金融行政組織のあり方について検討を進めること。
- 一 監査法人制度等については、会計監査の信頼を揺るがしかねない様々な問題が生じていることも踏まえ、そのあり方について真剣な検討を進めること。
- 一 監査法人による厳正な監査を確保する観点から、監査法人における内部統制の強化や監査の品質管理の向上等に努めるとともに、監査法人の情報開示、監査法人の選任・報酬決定及び監査法人の責任のあり方等について総合的に検討を行い、早急に必要な法整備を行うこと。
- 一 公開買付制度については、合併・買収等の態様の多様化を踏まえ、企業価値と株主利益の向上を目指した公正なルールの下での企業再編等を促進する観点から、規制の中立性に配慮しつつ、不断の見直しを行うこと。

証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成十八年六月六日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 幅広い金融商品に対する包括的・横断的な投資家保護法制の整備の観点から、今回の法改正を受け、今後、その実効性を確保し、市場監視機能の強化を図るため、早急に証券取引等監視委員会等の体制強化や自主規制機関との連携強化に取り組むこと。

一 証券取引等監視委員会をはじめとする市場監視体制の強化に当たっては、優秀な人材の確保及び職員の専門性の向上を図るとともに、真に必要な部門には適切に定員を配置する観点から、定員の確保、機構の充実に特段の努力を行うこと。

一 より包括的な金融サービス法制については、本改正による金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断化を踏まえた実効性の確保の観点から引き続き見直しを行うこと。

一 証券取引所については、その機能が国民の経済活動の共通インフラであることにかんがみ、システムの安全性・信頼性の確保に万全を期すこと。また、顧客・投資家が不測の損害を被ることのないよう、自主規制の徹底と上場審査の方法について配慮すること。さらに、国際的な市場間競争における競争力の強化を図るとともに、健全な中小企業や次世代を担う新規産業に対して円滑な資金提供が行われるよう配慮すること。

一 商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。

一 不招請勧誘禁止の対象となる商品・取引については、店頭金融先物取引に加え、レバレッジが高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態に照らし、利用者保護に支障を来すことのないよう、迅速かつ機動的な対応を行うこと。また、商品先物取引等については、改正後の商品取引所法の執行に鋭意努めることはもちろんのこと、委員会における指摘を誠実に受け止め、商品先物取引はレバレッジ効果を有するリスクの高い商品であることを踏まえ、一般委託者とのトラブルが解消するよう委託者保護に全力を尽くしていくこと。今後のトラブルが解消していかない場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること。

一 商品先物取引における損失補填禁止に関する事故確認制度等については、顧客・投資家の被害救済に支障を来すことのないよう、機動的、迅速な運用に配慮すること。

一 課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、現行制度の実施状況等を踏まえ、課徴金の水準の引上げも含め、制度全般の在り方について、今後、実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。

一 我が国の金融行政組織の在り方については、金融・資本市場における公正な取引の確保及び利用者保護の観点から、諸外国の様々な金融商品とその市場行政を含めた金融行政機構の状況等を参考に、検討を進めること。

一 監査法人制度等については、会計監査の信頼を揺るがしかねない様々な問題が生じていることも踏まえ、その在り方を真剣に検討すること。

一 監査法人による厳正な監査を確保する観点から、監査法人における内部統制の強化や監査の品質管理の向上等に努めるとともに、監査法人の情報開示、監査法人の選任・報酬決定及び監査法人の責任の在り方等について総合的に検討を行い、早急に必要な法整備を行うこと。

一 公開買付制度については、合併・買収等の態様の多様化を踏まえ、企業価値と株主利益の向上を目指す公正なルールの下での企業再編等を促進する観点から、規制の中立性に配慮しつつ、不断の見直しを行うこと。

一 金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応するため、金融に関する法規と実態が乖離した場合には、五年を待たず速やかに見直しを検討すること。

証券取引法等の一部を改正する法律 (投資者保護のための横断的法制の整備)

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- 以下の法律を廃止
 - 金融先物取引法
 - 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
 - 抵当証券業の規制等に関する法律
 - 外国証券業者に関する法律

2. 関係法律の規定の整備

- 商品投資に係る事業の規制に関する法律 (いわゆる商品ファンド法)

- 金融商品販売法
説明義務の拡充等
⇒ 損害賠償額の推定 (元本欠損額)

等

証券取引法

改正

金融商品取引法
(いわゆる「投資サービス法」)

いわゆる「投資サービス」規制

横断化 (縦割り規制から横断的な規制に)

- 投資性の強い金融商品・サービスに、すき間なく同等の規制



集団投資スキーム(ファンド)を包括的に対象

柔軟化 (一律規制から差異のある規制に)

- いわゆるプロ向けと一般向け(投資家の知識・経験)、商品類型等に応じて差異のある規制

取引所制度

- 取引所の自主規制機能(上場審査・売買審査等)の強化(自主規制組織に独立性を付与)

罰則・課徴金

- 罰則の引上げ(最高5年 ⇒ 10年)
- 「見せ玉」に対する課徴金・罰則の拡大

開示制度

- 四半期開示の法定化
- 財務報告に係る内部統制の強化
 - ※ 適正開示に関する経営者の確認 等
- 公開買付(TOB)制度の見直し
- 大量保有報告制度の見直し
 - ※ 特例報告期限 3ヶ月毎15日以内
 - 2週間毎5営業日以内

(注)「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用。

- 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法
- 保険業法
- 商品取引所法
- 不動産特定共同事業法

等

利用者保護ルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制を適用

資料 5 - 1 - 4

証券取引法等の一部を改正する法律案要綱

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、その構造改革を促進する必要性にかんがみ、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図るとともに、公開買付制度及び大量保有報告制度その他の開示書類に関する制度並びに金融商品取引所等に関する制度の整備を行う等、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、銀行法、保険業法その他の関係法律の整備等を行うこととする。

一 証券取引法の一部改正（第 1 条関係）

1. 有価証券届出書の届出者等に対する資料提出命令等に関する整備

- (1) 有価証券届出書の届出者等に対する資料提出命令等に関する規定の整備
有価証券届出書の届出者等に対する報告・資料提出命令について、新たに参考人に対しても報告・資料提出を求めることを可能とする。

（証券取引法第 26 条、第 27 条の 22、第 27 条の 30、第 189 条関係）

- (2) 証券取引等監視委員会の犯則調査に関する整備

証券取引等監視委員会が、裁判官があらかじめ発する許可状の交付を受けて、法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管又は所持する郵便物等に対する差押えを行うことができることを明確化する。

（証券取引法第 211 条の 2 関係）

2. 開示書類の虚偽記載及び不公正取引の罰則の強化等

- (1) 相場操縦行為に関する規定の整備

相場操縦行為として禁止されている取引誘引目的で行われる証券会社への委託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）について、新たに課徴金の対象とする。また、取引誘引目的で行われる証券会社の自己計算による売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とする。（証券取引法第 159 条、第 174 条関係）

- (2) 開示書類の虚偽記載及び不公正取引の罰則の強化

有価証券届出書等の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦行為等に対する法定刑を、現在の 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科（法人両罰 5 億円以下）から 10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又は併科（法人両罰 7 億円以下）に引き上げる。また、インサイダー取引等に対する法定刑を、現在の 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又は併科（法人両罰 3 億円以下）から 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科（法人両罰 5 億円以下）に引き上げる。

(証券取引法第 197 条～第 207 条の 2 関係)

二 証券取引法の一部改正 (第 2 条関係)

1. 公開買付制度の整備

(1) 公開買付規制の適用範囲の明確化

取引所有価証券市場内外等の取引を組み合わせ、政令で定める一定期間以内に一定割合を超える株券等の買付け等（当該期間内に取引所有価証券市場外等において一定割合を超える買付け等を行う場合に限る。）を行うことで、株券等所有割合が特別関係者と合計して 3 分の 1 を超える場合には、当該株券等の買付け等は公開買付けによらなければならないこととする。
(証券取引法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号関係)

(2) 買付者が競合する場合における公開買付けの義務化

他の者が公開買付けによる買付け等を行っている場合において、3 分の 1 超所有している者が一定期間内に一定割合を超える当該株券等の買付け等を行うときは、公開買付けによらなければならないこととする。
(証券取引法第 27 条の 2 第 1 項第 5 号関係)

(3) 公開買付けの買付条件の変更等の柔軟化

公開買付者が、対象者が株式分割等を行ったときは買付け等の価格引下げを行うことがある旨の条件をあらかじめ付した場合には、買付け等の価格引下げを認めること等とする。
(証券取引法第 27 条の 6 第 1 項関係)

(4) 意見表明報告書の提出の義務化

公開買付けの対象者に、公開買付開始公告から政令で定める期間内に意見表明報告書を提出することを義務づけるとともに、当該意見表明報告書に公開買付者に対する質問が記載されている場合には、公開買付者に、政令で定める期間内に対質問回答報告書を提出することを義務づけることとする。
(証券取引法第 27 条の 10 関係)

(5) 対象者の請求に基づく公開買付期間の延長

対象者は、一定の場合に意見表明報告書において公開買付期間を延長することを請求する旨の記載をすることができることとし、その場合には公開買付者は、公開買付期間を政令で定める期間に延長しなければならないこととする。
(証券取引法第 27 条の 10 関係)

(6) 全部買付けの義務化

公開買付けの後における株券等所有割合が政令で定める割合を下回らない場合は、公開買付者に応募株券等の全部の買付け等を義務づけることとする。
(証券取引法第 27 条の 13 第 4 項関係)

2. 大量保有報告制度の整備

(1) 特例報告対象者が重要提案行為等を行う場合の特例

特例報告対象者が発行者について重要提案行為等を行うことを保有目的とする場合には迅速に大量保有報告書を提出することを義務づける。

(証券取引法第 27 条の 26 関係)

(2) 特例報告の提出頻度等の整備

特例報告の提出頻度・期限について、毎月 2 回以上設けられる基準日ごと 5 営業日以内とすることとする。

(証券取引法第 27 条の 26 関係)

三 証券取引法の一部改正 (第 3 条関係)

1. 題名等

(1) 題名の改正

証券取引法の題名を「金融商品取引法」に改めることとする。

(2) 目的の改正

この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とすることとする。

(金融商品取引法第 1 条関係)

2. 有価証券及び金融商品取引業の定義等

(1) 有価証券の定義の整備

組合契約等に基づく権利で当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭を充てて行う事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利（出資者全員が出資対象事業に関与する場合等を除く。）（以下この要綱において「集団投資スキーム持分」という。）、信託受益権及び抵当証券等を有価証券とすることとする。

(金融商品取引法第 2 条第 1 項、第 2 項関係)

(2) 金融商品取引業及び金融商品仲介業の定義の整備

① 証券業の名称を「金融商品取引業」に改めるとともに、有価証券関連以外のものも含むデリバティブ取引若しくは集団投資スキーム持分等の自己募集を業として行うこと、投資助言・代理業、投資運用業及び有価証券等管理業務等を新たに業の対象に追加する。

(金融商品取引法第 2 条第 8 項関係)

- ② 証券仲介業の名称を「金融商品仲介業」に改めるとともに、有価証券関連以外のものも含むデリバティブ取引の媒介及び投資顧問契約等の締結の媒介を業として行うことを新たに業の対象に追加する。

(金融商品取引法第2条第11項関係)

- ③ 金融商品(有価証券、預金契約等に基づく権利、通貨等)又は金融指標(金融商品の価格又は利率等、気象の観測の成果に係る数値等)に基づく先物取引、指標先物取引、オプション取引、指標オプション取引、スワップ取引及びクレジット・デリバティブ取引等を「デリバティブ取引」とする。

(金融商品取引法第2条第20項~25項関係)

- ④ 次に掲げる行為を業として行うことを「第一種金融商品取引業」とする。

イ 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(以下「みなし有価証券」という。)を除く有価証券の売買等

ロ 店頭デリバティブ取引等

ハ 元引受け

ニ 電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として一定の売買価格の決定方法により有価証券の売買等を行うもの

ホ 有価証券等管理業務

(金融商品取引法第2条第8項、第28条第1項関係)

- ⑤ 次に掲げる行為を業として行うことを「第二種金融商品取引業」とする。

イ 集団投資スキーム持分等の自己募集

ロ みなし有価証券の売買等

ハ 市場デリバティブ取引(有価証券に関するものを除く)

(金融商品取引法第2条第8項、第28条第2項関係)

- ⑥ 有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結し、当該契約に基づき助言を業として行うこと、又はそのような契約等の締結の代理若しくは媒介を業として行うことを「投資助言・代理業」とする。

(金融商品取引法第2条第8項、第28条第3項関係)

- ⑦ 次に掲げる行為を業として行うことを「投資運用業」とする。

イ 投資一任契約又は投資法人の資産運用委託契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の

財産の運用を行うこと。

- ロ 金融商品の価値等の分析に基づく判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、投資信託受益証券等を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと。
- ハ 金融商品の価値等の分析に基づく判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、信託受益権又は集団投資スキーム持分等を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと。

(金融商品取引法第2条第8項、第28条第4項関係)

⑧ 次に掲げる行為を業として行うことを「有価証券等管理業務」とする。

- イ 有価証券の売買等に関して、顧客から金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること。
- ロ 社債等の振替に関する法律に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。

(金融商品取引法第2条第8項、第28条第5項関係)

3. 企業内容等開示制度の整備

(1) 組織再編成による新株発行等に係る企業内容等開示制度の整備

合併、株式交換等の組織再編成により、新たに有価証券が発行され、又は既に発行された有価証券が交付される場合において、当該組織再編成対象会社（吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社等）の株主等が多数であって、当該組織再編成対象会社が発行者である株券等に関して開示が行われ、かつ、当該新たに発行され、又は既に発行された有価証券に関して開示が行われていない場合には、当該有価証券の発行又は交付に関し届出を行わなければならないこととする。

(金融商品取引法第2条の2、第4条第1項関係)

(2) 企業内容等開示制度の対象範囲の整備

有価証券とみなされる集団投資スキーム持分又は信託受益権等のうち、次に該当するものを企業内容等開示制度の適用対象とする。

- イ 集団投資スキーム持分であって、主として有価証券に対する投資を行う事業を行うもの
- ロ 集団投資スキーム持分以外のみなし有価証券であって、イに類似するもの
- ハ その他政令で定めるもの

(金融商品取引法第3条関係)

(3) 継続開示義務の免除要件の範囲の拡大

募集又は売出しにつき有価証券届出書等を提出した有価証券（株券その

他の政令で定める有価証券に限る。)の発行者である会社は、当該事業年度及び当該事業年度の開始の前日4年以内に開始した事業年度のすべての末日における当該有価証券の所有者の数が政令の定めにより計算した数以下である場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該事業年度以後の事業年度について、有価証券報告書の提出義務を免除することとする。(金融商品取引法第24条第1項ただし書関係)

(4) 有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出の義務化

有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、金融商品取引所に上場している有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書を当該有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

(金融商品取引法第24条の4の2関係)

(5) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価制度の整備

有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、金融商品取引所に上場している有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書(内部統制報告書)を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。また、内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないこととする。

(金融商品取引法第24条の4の4、第193条の2第2項関係)

(6) 四半期報告制度の整備

有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、金融商品取引所に上場している有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、その事業年度が3月を超える場合は、当該事業年度を3月ごとに区分した期間ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の事項(以下「四半期報告書記載事項」という。)を記載した四半期報告書を、当該各期間経過後45日以内で政令で定める期間内までに、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。当該会社が一定の事業を行う場合には、四半期報告書記載事項のほか、当該会社の経理の状況その他の事項を記載した四半期報告書を、当該各期間経過後60日以内で政令で定める期間内までに、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

(金融商品取引法第24条の4の7関係)

4. 金融商品取引業者等に関する規定の整備

(1) 金融商品取引業者に関する規定の整備

- ① 金融商品取引業は、登録制とする。
- ② 金融商品取引業について、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業の区分を設け、これらの区分に応じた登録拒否事由を規定する。

(金融商品取引法第 28 条～第 31 条の 5 関係)

(2) 登録金融機関に関する規定の整備

- ① 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（以下「金融機関」という。）は、有価証券関連業（改正前証券取引法における証券業に相当）及び投資運用業を行ってはならないこととする。
- ② 金融機関が次の行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

イ 書面取次ぎ行為

ロ 一定の有価証券関連業（改正前証券取引法第 65 条第 2 項各号の業務に相当）

ハ デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引等を除く。）

ニ 集団投資スキーム持分等の募集又は私募

(金融商品取引法第 33 条～第 33 条の 8 関係)

(3) 特定投資家に関する規定の整備

- ① 適格機関投資家、国、日本銀行及び投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人を「特定投資家」とする。ただし、投資者保護基金その他の内閣府令で定める者は特定投資家以外の顧客として取り扱われることを申し出ることができることとするとともに、特定投資家でない法人又はその知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当する者として内閣府令で定める要件に該当する等の個人は自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができることとする。
- ② 特定投資家が契約締結やその勧誘の相手方であるとき等においては、契約締結前の書面交付義務等を適用除外とする。

(金融商品取引法第 2 条第 31 項、第 34 条～第 34 条の 5、第 45 条関係)

(4) 業務に関する規定の整備

顧客への契約締結前の書面交付義務や禁止行為等、金融商品取引業者及び登録金融機関が金融商品取引業を行う場合における投資者保護等の観点から必要な規制に関する規定を整備する。

(金融商品取引法第 36 条～第 44 条の 4 関係)

(5) 経理及び監督

- ① 金融商品取引業者等の事業報告書の提出等及び自己資本規制比率等の経理に関する規定を整備する。
- ② 金融商品取引業者等に対する業務改善命令等の監督に関する規定を整備する。
(金融商品取引法第 46 条～第 57 条関係)

(6) 外国業者に関する特例

- ① 外国証券業者（外国の法令に準拠し、外国において有価証券関連業を行う者）が、元引受け契約その他の行為で政令で定めるものを国内で行う場合又は金融商品取引所における有価証券の売買等を行う場合の特例に関する規定を整備する。
- ② 外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が国内において投資助言業務又は投資運用業を行う場合の特例に関する規定、外国証券業者等が国内において情報収集のための施設を設置する場合の届出制度に関する規定を整備する。
(金融商品取引法第 58 条～第 62 条関係)

(7) 適格機関投資家等特例業務に関する特例

集団投資スキーム持分に係る私募又は当該私募に関して出資又は拠出された金銭に関する投資運用であって、適格機関投資家等（適格機関投資家以外の者で政令で定めるもの（その数が政令で定める数以下の場合に限る。）及び適格機関投資家）を相手方として行われるものについては、金融商品取引業に係る登録義務の適用を除外し、届出を義務付けることその他の特例に関する規定を整備する。

(金融商品取引法第 63 条～第 63 条の 4 関係)

(8) その他

外務員や金融商品仲介業者等に関する規定を整備する。

(金融商品取引法第 64 条～第 66 条の 25 関係)

5. 金融商品取引業協会に関する規定の整備

- (1) 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引を公正かつ円滑にすること並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者保護に資することを目的とする認可金融商品取引業協会及び公益法人金融商品取引業協会を設けることとし、これに関する規定を整備する。
- (2) 金融商品取引業に対する苦情の解決、争いがある場合のあっせん業務を行う法人（認可金融商品取引業協会及び公益法人金融商品取引業協会を除く。）について、内閣総理大臣の認定を受けることを可能とする制度（認定投資者保護団体）を設けることとし、これに関する規定を整備する。

(金融商品取引法第 67 条～第 79 条の 19 関係)

6. 金融商品取引所に関する規定の整備

(1) 取扱い商品・取引の横断化に伴う整備

現行の「証券取引所」に関する規定（証券取引法）と「金融先物取引所」に関する規定（金融先物取引法）を統合し、「金融商品取引所」に関する規定として整備する。

(金融商品取引法第 2 条第 16 項、第 80 条～第 154 条の 2 関係)

(2) 取引所の自主規制機能の独立性確保のための整備

① 金融商品、金融指標又はオプションの上場及び上場廃止に関する事項、会員若しくは取引参加者の法令等の遵守状況の調査に関する事項並びにその他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項に関する業務を「自主規制業務」とすることとする。
(金融商品取引法第 84 条関係)

② 金融商品取引所は、自主規制業務の遂行の独立性の確保のため自主規制法人又は自主規制委員会を設けることができることとする（自主規制委員会の設置は株式会社金融商品取引所に限る）。

(金融商品取引法第 102 条の 3 第 1 項、第 105 条の 4 第 1 項関係)

③ 自主規制業務を行うことを目的として金融商品取引法の規定に基づき設立される法人として「自主規制法人」に関する規定を設け、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社のみが設立できることとするとともに、内閣総理大臣の認可を受けて金融商品取引所から自主規制業務の委託を受けることができることとする。

(金融商品取引法第 85 条、第 102 条の 3 第 1 項、第 102 条の 14 関係)

④ 株式会社金融商品取引所は、定款の定めにより、社外取締役を過半数とする取締役を構成員（自主規制委員）とする「自主規制委員会」を設置できることとするとともに、自主規制委員会は、当該株式会社金融商品取引所の自主規制業務に関する事項を決定する権限を有することとする。また、自主規制委員は、当該株式会社金融商品取引所の執行役又は取締役が、自主規制業務に関する自主規制委員会の決定に違反する行為等を行う場合において、当該行為をやめることを請求することができることとする。

(金融商品取引法第 105 条の 4、第 105 条の 5、第 105 条の 10 関係)

⑤ 自主規制法人又は自主規制委員会のある金融商品取引所が自主規制業務に関連する規則の変更又は廃止をする場合には、自主規制法人又は自主規制委員会の同意を得なければならないこととする。

(金融商品取引法第 102 条の 32、第 105 条の 11 関係)

- ⑥ 株式会社形態の金融商品取引所が、自己等が発行する株式その他の有価証券等を取引所金融商品市場に上場する場合には、当該上場について、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととする。

(金融商品取引法第 122 条、第 123 条、第 124 条関係)

- ⑦ 株式会社形態の金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社の主要株主規制として、次の事項を規定することとする。

イ 5%を超える議決権の保有者となった者に対して、内閣総理大臣への届出義務を課す。

ロ 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社を除き、20% (一定の場合は 15%) 以上の議決権の取得・保有を禁止する。

ハ 地方公共団体その他の政令で定める者は、内閣総理大臣の認可を受けて、20%以上 50%以下の議決権の取得・保有が可能とする。

(金融商品取引法第 103 条の 2、第 103 条の 3、第 106 条の 3、第 106 条の 14、第 106 条の 15、第 106 条の 17 関係)

7. 罰則

所要の罰則規定の整備を行う。(金融商品取引法第 197 条～第 209 条関係)

8. その他

その他所要の規定を整備する。

四 金融商品取引法の一部改正 (第 4 条関係)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

(金融商品取引法第 78 条～第 79 条の 19 関係)

五 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正 (第 5 条関係)

(1) 投資信託委託業等の認可等に関する規定の廃止

投資信託委託業及び投資法人資産運用業の認可等に関する規定を廃止するとともに、委託者指図型投資信託の委託者及び登録投資法人の資産運用業務の委託先の要件として、金融商品取引法上の投資運用業を行う金融商品取引業者であることを規定する。

(2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規定の整備

不動産投資信託及び不動産投資法人について、所要の規定を整備する。

六 銀行法及び保険業法等の一部改正（第 6 条～第 20 条）

幅広い金融商品に関する横断的な制度の整備を図るため、次の各法律において金融商品取引法に規定する所要の販売・勧誘規制の準用等を行う。

1. 商工組合中央金庫法
2. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
3. 農業協同組合法
4. 水産業協同組合法
5. 中小企業等協同組合法
6. 協同組合による金融事業に関する法律
7. 商品取引所法
8. 信用金庫法
9. 長期信用銀行法
10. 労働金庫法
11. 銀行法
12. 不動産特定共同事業法
13. 保険業法
14. 農林中央金庫法
15. 信託業法

七 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、証券取引法（第 1 条関係）は公布の日から起算して 20 日間を経過した日から、証券取引法（第 2 条関係）は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日（一部については公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日）から、金融商品取引法（第 4 条関係）は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。（附則第 1 条関係）

2. 経過措置等

経過措置等に関する規定を設けることとする。（附則第 2 条～第 220 条関係）

資料5-1-5

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、金融先物取引法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行うこととする。

一 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係法律を廃止する。(第1条関係)

1. 外国証券業者に関する法律
2. 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
3. 抵当証券業の規制等に関する法律
4. 金融先物取引法

二 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備等を行うこととする。(第124条～第214条関係)

1. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
2. 地方自治法
3. 国有財産法
4. 公認会計士法
5. 政治資金規正法
6. 国民生活金融公庫法
7. 外国為替及び外国貿易法
8. 放送法
9. 中小企業信用保険法
10. 宅地建物取引業法
11. 航空法
12. 農林漁業金融公庫法
13. 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律
14. 中小企業金融公庫法
15. 信用保証協会法
16. 厚生年金保険法
17. 公営企業金融公庫法
18. 国民年金法
19. 中小企業退職金共済法
20. 登録免許税法

21. 住民基本台帳法
22. 勤労者財産形成促進法
23. 積立式宅地建物販売業法
24. 沖縄振興開発金融公庫法
25. 株券等の保管及び振替に関する法律
26. 商品投資に係る事業の規制に関する法律
27. 地価税法
28. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
29. 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律
30. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律
31. 行政手続法
32. 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）
33. 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律
34. 投資事業有限責任組合契約に関する法律
35. 資産の流動化に関する法律
36. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律
37. 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律
38. 債権管理回収業に関する特別措置法
39. 預金保険法の一部を改正する法律（平成十年法律第百三十三号）
40. 特定融資枠契約に関する法律
41. 国際協力銀行法
42. 日本政策投資銀行法
43. 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
44. 民事再生法
45. 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律
46. 金融商品の販売等に関する法律
47. 確定給付企業年金法
48. 社債等の振替に関する法律
49. 確定拠出年金法
50. 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第百二十九号）
51. 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律
52. 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
53. 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等

に関する法律

54. 日本郵政公社法
55. 独立行政法人雇用・能力開発機構法
56. 独立行政法人環境再生保全機構法
57. 破産法
58. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律
59. 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十七号）
60. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
61. 年金積立金管理運用独立行政法人法
62. 公益通報者保護法
63. 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律
64. 証券取引法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十六号）
65. 独立行政法人住宅金融支援機構法
66. 会社法
67. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
68. 郵政民営化法
69. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法
70. 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
71. 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
72. 金融庁設置法

三 その他

1. 施行期日

この法律は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次に掲げるもの等は、次に定める日等から施行する。

- (1) 公認会計士法及び会社法に係る改正（証券取引法等の一部を改正する法律第1条による罰則引上げに係る整備に関する部分）
証券取引法等の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日
- (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に係る改正（「第百九十八条第十八号（内部者取引）又は」を削る部分）
証券取引法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施

行の日

- (3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に係る改正（それ以外の部分）

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

- (4) 金融庁設置法に係る改正（第四条第三号タ中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める部分に限る。）

証券取引法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
(附則関係)

2. 経過措置等

経過措置等に関する規定を設けることとする。(第2条～第218条関係)

金融審議会金融分科会第一部会

公開買付制度等ワーキング・グループ報告

～公開買付制度等のあり方について～

1. 審議経緯等

(1) 公開買付制度等の変遷

公開買付制度は、会社支配権に影響を与えるような取引等が行われる場合に、投資者に予め情報開示を行うとともに、株主等に平等に株券等の売却の機会を与える制度であり、英米における制度化や資本の自由化の流れを受けて昭和46年（1971年）に証券取引法上の制度として導入された。

その後、平成2年（1990年）には、株高・金余り現象を背景とする企業合併・買収の活性化、市場における大量買集め事例の増加等を受け、諸外国の制度との調和を図る観点から、大量保有報告制度の導入と併せて、全面的に改正され、現行制度の骨格が整備された。

近年においては、事業再編行為等の迅速化、手続の簡素化の観点等から、公開買付規制の適用除外の範囲を拡大する等の改正が累次にわたり行われてきたところである。

(2) 近時の合併・買収等をめぐる動きと公開買付制度等

近時、我が国における企業の合併・買収件数は急速に伸びてきており、企業買収の一手段である公開買付けの件数も増加している。その態様についても多様化しており、今後、いわゆる買収防衛策をめぐる動きや会社法制の抜本的改正の施行等と相俟って多様化の流れは更に強まっていくことが予想される。合併・買収に関するこれらの動きは、公開買付けの手続において買付者や対象会社等に株主・投資家に対してどこまで情報の提供を求めていくか、公開買付けを利用した合併・買収の一連の過程において株主・投資者間の公平をどこまで追求していくか等の論点を提起している。

また、合併・買収に至らない株式の大量取得の事例も増加しており、大量保有報告制度のあり方についても検討が強く求められている。

(3) 検討の経緯等

以上のような動向等を踏まえ、本年7月7日に取りまとめられた金融審議会金融分科会第一部会の「中間整理」においては、公開買付規制及び大量保有報告制度のあり方について検討を行うこととされた。

これを受けて、同日、金融審議会第一部会の下に当「公開買付制度等ワーキング・グループ」が設置され、公開買付制度等のあり方について、11回にわたり審議を行ってきたところである。

当ワーキング・グループでは、公開買付制度等のあり方を考える際の基本的な視点として、①手続の透明性・公正性と投資者間の公平性の一層の確保、②証券市場における価格形成機能の十全な発揮、③企業の事業再編行為等の円滑性の確保、等の重要性が指摘された。

また、こうした視点に立った見直しは、株主利益の向上、企業価値の向上にも資するものと期待される。

このような基本的視点に立って、当ワーキング・グループでは、以下のとおり、検討結果をとりまとめ報告することとした。今後、本報告書に示された考え方を踏まえ、当局において証券取引法令の整備を早急に進めることを期待する。

なお、公開買付け等に係る制度的枠組みは、基本的に証券取引法令において整備されるものであるが、同時に、今後の取引形態や取引手法の多様化、高度化等にどのように柔軟に対応していくかという課題が存在する。その際、証券取引所の自主規制には、取引市場の現場の要請を迅速かつきめ細かく反映させ、取引の公正性を実効的に確保していくことができる等のメリットがあることから、証券取引法令による規制を補完するものとして適切な役割の発揮が期待される。

また、当局においても、ノーアクションレターの活用等を通じて、法令の適用・解釈について一層の明確化を図っていくことが期待される。

2. 公開買付規制の対象範囲等

(1) 取引所市場内取引と公開買付規制

現行制度上、立会外取引以外の市場内取引については、公開買付規制の対象外とされている。この点について、会社支配権に影響のあるような取引については、立会外取引以外の市場内取引であっても、手続の透明性・公正性確保の観点から公開買付規制を及ぼす必要がないかとの議論があ

る。

この点、立会外取引以外の市場内取引は、基本的には、誰もが参加でき、取引の数量や価格が公表され、競争売買の手法によって価格形成が行われている。取引の態様によっては、立会外取引以外の市場内取引と市場外取引等との差が相対的となる場合もありうるが、一定の基準に基づき規制の線引きをすることが必要であり、立会外取引以外の市場内取引に公開買付規制を及ぼさないという現行制度には一定の合理性があると考えられる。

このような考え方に立ち、当ワーキング・グループでは、市場内取引を公開買付規制の対象外としている現行制度は、現状において基本的に維持することが妥当であるとの結論に達した。

(2) いわゆる3分の1ルール

現行制度上、市場外における買付けであっても、著しく少数の者（60日間で10人以下）からの買付けであれば、公開買付規制の対象外とされている。その一方で、著しく少数の者からの買付けであっても、買付け後の所有割合が3分の1を超えるような場合には公開買付けによることが義務付けられている（いわゆる3分の1ルール）。

この「3分の1」という基準をめぐっては、その基準の引下げを行うことにより、会社支配権に影響を及ぼしうる取引について、広く公開買付規制をかけるとの考え方もあり得る。しかしながら、①「3分の1」という基準は、会社法上、特別決議を阻止できる基本的な割合と整合的な基準であり、また、②「3分の1」の基準を引き下げるとは事業再編行為の円滑性を阻害することになりかねないとの問題がある。これらのバランスを考慮すると、現時点において「3分の1」の基準については、基本的に現状を維持することが妥当であると考えられる。

しかしながら、いわゆる3分の1ルールについては、例えば、32%までの株式を市場外で買い付け、その後、市場内で2%の株式を買い付ける、あるいは、新株の第三者割当を受ける、といった態様の取引を行うことにより、公開買付けによらずに3分の1超の株券等を所有するに至る者が出てくることが想定される。この点については、例えば一定期間に行われる一連の取引について取引所市場外での取引と、それと同時に又は引き続いて行われる取引所内での取引あるいは第三者割当等とを合計すると株券等所有割合が3分の1を超えるような場合に、公開買付規制の対象となることが明確なものとなるよう、所要の手当てを講じることが妥当である。

なお、いわゆる3分の1ルール¹の適用が事業再編行為の円滑性の確保等の観点から、不合理な結果を招くような場合には、適用除外の範囲を見直すこと等により適切な対応が図られるべきである。この関連で、50名以上の従業員にストック・オプションを付与するために有価証券届出書を提出した非上場の開示会社が発行する株券等の買付け等については、いわゆる3分の1ルール¹の対象外とすることを検討すべきである。

(3) 第三者割当と公開買付制度

公開買付制度は株券等の流通市場における規制として、既発行の株券等の大量の買付け等についてルールを定めている。一方、株式等の第三者割当についても、その割当数や割当の態様によっては、会社支配権の帰趨に影響がある場合があり、いわゆる3分の1ルール¹の対象とする必要はないかとの議論がある。

この点、株式等の第三者割当については、会社法上、有利発行や著しく不公正な方法による新株発行等の場合に、差止請求といった救済制度が設けられており、基本的には会社法上の問題として解決が図られていくものと考えられる。

株式等の第三者割当をめぐる今後の動向等については引き続き注視していく必要があるが、現状において、株式等の第三者割当についていわゆる3分の1ルール¹の対象とすることは必要ないものと考えられる。

(4) 種類株式の取扱い

種類株式については、累次にわたる商法改正で多様化してきており、平成18年施行予定の会社法により、その設計が更に柔軟化されることとなる。議決権株式に転換可能な無議決権株式や転換後の議決権数が増減する議決権付株式の取扱いについては、本年12月1日施行の内閣府令において、一定の手当てを行ったところであるが、このような動向等を踏まえ、種類株式等に係る公開買付制度の適用については、更なる規定の整備を図っていくことが適当である。

3. 公開買付規制における透明性の確保と公開買付期間等のあり方

公開買付けを公正に進めていくためには、株主・投資者が的確な投資判

断を行っていくことができるよう、情報提供の充実を図り、手続の透明性を確保していくことが必要不可欠となる。

このため、公開買付けの手続において、以下の方策を講じることにより、公開買付者や対象会社に一層の情報の提供を求めていくことが適当である。また、情報提供の充実を図り、株主・投資者にこれに基づく十分な熟慮期間を与えるとの観点から、流通市場等に与える影響には十分留意しつつ、公開買付期間についても、一定の範囲内で伸長を図っていくことが適当である。

(1) 公開買付者による情報の開示

公開買付けの手続における公開買付者からの情報の開示は、株主・投資者が的確な投資判断を行う上で重要な役割を果たしている。公開買付者にとって過度なコスト負担とならないよう留意しつつ、公開買付届出書等における公開買付者による情報開示について更なる充実を図っていくことが適当である。

具体的には、例えば公開買付価格の決定プロセスや、買付け後における対象会社の経営への関与の具体的内容等につき、より充実した開示を求めることが考えられる。

また、MBO（経営陣による株式買取り）や親会社による子会社株式の買取りについては、経営陣等が買付者となり、株主との関係において経営陣等の利益相反が問題となることがあり得ることから、例えば公開買付価格の妥当性や利益相反を回避するためにとられている方策等について、よりきめ細かな開示が求められる。さらに、非公開化取引については、手残り株を抱えた零細な株主に対して株主保護上の問題が生じ得ることから、例えば上場廃止とする意思の有無等について詳細な開示を求めることが適当である。

(2) 対象会社による情報の開示

公開買付けについて、その対象会社がいかなる意見を有しているかも、株主・投資者が的確な投資判断を行う上で重要な情報である。とりわけ、敵対的公開買付けの場面においては、公開買付者と対象会社との間で主張と反論が株主・投資者に見える形で展開されることにより、株主・投資者の投資判断の的確性をより高めることができるものと考えられる。

現行制度上、対象会社による意見表明は任意とされているが、これらの点を踏まえて、対象会社による意見の表明は義務化していくことが適当である。

その際、公開買付けへの賛否のみならず、例えば①その意見の理由、②いわゆる買収防衛策発動予定の有無、③賛成・反対等の結論に至ったプロセス等についても併せて開示させていくことが適当である。

なお、意見表明に当たっては、状況に応じて、その理由を示した上で、意見表明自体を留保する、といった形での対応も容認されていくべきである。

（３）公開買付者に対する対象会社からの質問の機会の付与

公開買付けの対象会社から公開買付者に対して質問する機会が付与されることは、公開買付者と対象会社の意見の対立点等がより鮮明になり、株主・投資者が投資判断を行う上で一層の便宜となることが考えられる。

一方で、上場企業等の支配権を巡るやりとりである以上、公開買付者も対象会社も株主・投資者に対して説得的な情報を提供するインセンティブはすでに内在しており、現状でも公開買付者に対する対象会社からの質問は実務上広く行われている。対象会社からの質問について、法令上あまりにも詳細な制度とすることは、かえってその範囲内で公開買付者が回答すれば情報開示は十分との当事者の認識や場合によっては裁判所の判断等につながりかねず、結果として、情報の提供が行われにくくなることも考えられる。

これらの点を踏まえ、質問機会の付与に係る法令上の手当てとしては、対象会社による意見表明に際して、公開買付者に対する質問がある場合に、当該意見表明報告書の中で、その点についての言及も行わせるといった最低限の枠組みを示すにとどめ、その余については、基本的に市場における当事者間の自主的な取組みに委ねていくことが適当である。

なお、意見表明報告書における質問に対して、公開買付者が行う回答については、公開買付者の回答の有無をも含めて、株主・投資者等による評価の対象となることを踏まえ、理由を付せば回答しないことも選択できることとすべきである。

（４）公開買付期間

公開買付期間は、現行制度上、20日から60日の間で公開買付者の選択により決定されることとされているが、合併・買収をめぐる昨今の動きや今後の多様化の可能性等にかんがみ、株主・投資者への十分な情報提供、株主・投資者による十分な熟慮期間の確保等の観点から、その内容について見直しを行うことが適当である。

その際、公開買付期間が徒らに長期化することは流通市場への影響等の

観点から望ましくないことにも留意する必要がある。

まず、現行制度上、実日数ベースで上限・下限が設定されている公開買付期間については、連休等が重なる時期の公開買付けにおいて、対象会社の経営陣が対抗提案等を行う時間的余裕が乏しくなり、株主・投資者への十分な情報提供や株主・投資者による十分な熟慮期間の確保等が阻害されるおそれがあることから、営業日ベースと改めることが適当である。

また、現行制度上、公開買付期間は全て公開買付者が選択することとされている。このため、公開買付者により公開買付期間が短く設定されたときには、とりわけ対象会社の経営陣が公開買付けに反対の場合等において、その経営陣が対抗提案等を株主・投資者に適切に提示し、これに基づいて株主・投資者が適切に熟慮、判断するための時間が十分に確保できない可能性があるとの指摘がある。

この点に関しては、ライツプランなどのいわゆる買収防衛策を事前に講じておけば、そのような期間は自ずと確保されるのではないかと、この指摘がある。一方、ライツプランなどのいわゆる買収防衛策については、導入に様々なコストがかかる、仮にライツプランが実際に発動されれば株主を希釈化のリスクにさらすことになる等の問題点も指摘される。

これらの点を踏まえると、例えば、公開買付期間が買付者によって 30 営業日未満に設定された場合であって、対象会社が公開買付けに反対等の意見表明を行うようなときには、株主・投資者に対する対抗提案等の提示に一定の時間を要することから株主・投資者による十分な熟慮期間の確保等が阻害されるなどの合理的な理由を示した上で、変更後の公開買付期間が 30 営業日を超えない範囲内で、対象会社による公開買付期間の伸長を認めることが考えられる。

なお、今後公開買付けと委任状争奪戦を同時進行的に行うような局面も出てくることを想定すると、公開買付期間の上限（60日）についても大幅な引上げが必要ではないかとこの指摘があった。この点については、株主・投資者を長期間不安定な地位に置くべきではないとの指摘があり、また、いわゆる買収防衛策を講じている企業を対象とした公開買付けについては、撤回要件等に後述のとおり一定の柔軟化を図っていくことが考えられることから、これらの状況を引き続き注視し、当面は、現行の制度を維持していくことが適当であると考えられる。

4. いわゆる買収防衛策と公開買付規制のあり方

近時、いわゆる敵対的な公開買付けの事例の増加等に伴い、これに対抗するためいわゆる買収防衛策を導入する事例が増えつつある。

これに対して、現行制度上、公開買付けの撤回や条件の変更については、要件が厳格に定められている。いわゆる買収防衛策が導入されている対象会社に対して公開買付けを行うようなケースを念頭に置くと、撤回や条件変更に係る現行の要件の下では、公開買付者に不測の損害が発生する場合も想定され、公開買付者と対象会社との公平なバランスが害されかねない。恣意的な撤回や条件変更により株主・投資者が不安定な地位に置かれることのないよう留意しつつ、撤回や条件変更の柔軟化を図っていくことが適当である。

(1) 公開買付けの撤回

現行制度上、公開買付けの撤回は、対象会社の破産や合併等限定された場合にのみ認められている。

近時、いわゆる買収防衛策を導入する企業が増えつつあり、これらに関して公開買付けの撤回が一切認められないとすれば、公開買付者に不測の損害等を与える可能性があることから、現行認められている事由に加えて、一定の場合には撤回を認めることが適当である。

具体的には、例えば①株式分割、株式の無償割当が決定された場合、②新株・新株予約権の発行が決定された場合、③重要な資産の売却がなされた場合等において公開買付けの目的の達成に重大な支障となるようなときは、公開買付者に不測の損害が生じ得ることから公開買付けの撤回を認めることが考えられる。

また、例えば子会社が上記①～③のような取引を行った場合において、公開買付けの目的の達成に重大な支障となるようなときは公開買付けの撤回を認めることが適当である。

これらの場合に加えて、すでに導入されているいわゆる買収防衛策が解除されないことが確実な場合についても、公開買付けの目的の達成に重大な支障となるようなときは、公開買付けの撤回を認めることが考えられる。

なお、公開買付者のコントロールが及ばず、公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情を生ぜしめ、かつ、その成否を客観的に判定できるような事項について、広範に撤回事由として認めてよいのではないかとの

指摘があった。いわゆる買収防衛策を離れた撤回事由のあり方については、広範に撤回を認めることで株主・投資者を不安定な地位に置くこととならないか、一般的に類型化する形で具体的な制度として運用が可能かなどの課題があるところであり、引き続き検討を行っていくことが適当である。

(2) 買付条件の変更

現行制度上、公開買付けの条件について、買付価格の引下げ等、応募株主に不利となる方向での変更は禁止されている。しかしながら、例えば対象会社による株式分割、株式の無償割当等により株価が希釈化された場合に、公開買付価格の引下げが認められないとすれば、公開買付者に不測の損害を与える可能性があることから、当該希釈分に対応した公開買付価格の引下げを認めることが適当である。

5. 公開買付けにおける投資者間の公平性確保、株主の保護

我が国の現行制度上、公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、あん分比例の方法によりその超える部分の全部又は一部の買付けをしないことが認められている。一方、英国などにおいては、株主平等の観点等から、応募のあった株券等について、その全部を買い付けることを公開買付者に義務付けており（全部買付義務）、我が国においても同様の観点から、全部買付義務を導入すべきであるとの議論がある。

これに関し、全部買付義務を公開買付者に一律に課すことについては、買付けコストを増加させるとともに、買付けコストに係る公開買付者の予測を困難とする面があり、企業の事業再編行為等の円滑性の観点から、慎重に対応することが適当である。

一方で、上場廃止等に至るような公開買付けの局面においては、手残り株をかかえることとなる零細な株主が著しく不安定な地位に置かれる場合が想定される。このため、例えば公開買付け後における株券等所有割合が3分の2を超えるような場合については、会社法上、特別決議に対する買付者以外の株主からの拒否権が基本的になくなるなどの状態ともなることから、公開買付者に全部買付義務を課すことが適当である。

6. 公開買付制度をめぐるその他の論点

(1) 買付者間の公平性の確保

近時、ある者が公開買付けを実施している期間中に、他の者が公開買付けによらずに取引所市場内で当該株券等を大量に買い進める事例が出現している。このように会社支配権に影響のある株式の買付けが競合するような場合には、買付者間のイコルフットイングを図るとともに、いずれの者によって会社を支配させる方が相当かを投資者が十分な情報の下で判断できるよう、当該他の者についても公開買付けを義務付けるべきであるとの指摘がある。

これに対しては、①このような規制を導入すると、流通市場に売却される株式が限られたものとなり、流通市場が成立しなくなるのではないか、②公開買付期間中の競合者の出現に対しては、本来は公開買付価格の引上げ等によって対処していくべきであり、過剰規制とならないか、等の指摘があり、公開買付けを広く義務付けることには慎重であるべきであると考えられる。したがって、公開買付けを義務付けるとしても、例えば、ある者が公開買付けを実施している期間中に、株券等所有割合が既に3分の1超となっている別の者が更なる買付けを行う場合など、相当に厳格な要件の下に、公開買付けの義務付けを検討することが適当である。

(2) 証券取引の国際化と公開買付規制

証券取引が国際化している今日、我が国の証券取引所に加え外国の証券取引所にも上場されている株券等や、預託証券化されるなどして外国においても取引されている株券等が存在する。公開買付けの対象となっている株式の国外における買付けと、別途買付けの禁止との関係について明確化を図るなど、国際化に対応した制度面の整備を図っていくことが適当である。

(3) 将来発行される株式の取扱い

株式分割により将来発行される新株や発行決議に基づき将来発行される新株、新株予約権等については、仮に、公開買付規制の対象とせず、自由に取引できることとすると、公開買付けによらずに大株主となる者が生じ得るなど、株主保護の観点から問題が生じるものと考えられる。このような観点から、これらの将来発行される新株等については、公開買付規制の対象となる株券等に該当するものとして制度の整備を図っていくことが適当である。

7. 大量保有報告制度のあり方

大量保有報告制度は、経営に対する影響力等の観点から重要な投資情報である上場株券等の大量保有にかかる情報を、投資者に対して迅速に提供することにより、市場の公正性、透明性を高め、投資者の保護を図ることを目的として導入された制度である。

近時、短期間に大量の上場株券等を保有するに至る事例が増えつつあり、大量保有報告制度の迅速性・機動性に対して疑問の声が投げかけられている。また、いわゆる買収防衛策との関連等において、大量保有報告書による株式保有割合に係る開示を迅速・正確に行うことへの要請が高まっている。

これらの動向を踏まえ、開示に伴う事務負担の増加や追従リスクの増大等、証券市場に与える影響などには十分配慮しつつ、証券取引の透明性、公正性の向上の観点から、大量保有報告制度のあり方について所要の見直しを行っていくことが適当である。

(1) 提出期限及び開示内容

大量保有報告書の提出については、できる限り迅速に行われることが求められるが、海外にある共同保有者の保有分を合算するための事務負担等を考えると、現行の5営業日という提出期限について、短縮することは困難であり、基本的には現行制度を維持することが適当である。

一方、大量保有報告書における開示内容については、迅速性の要請とトレードオフの関係にあることに留意しつつ、例えば①保有目的について、個々の実態に則して、より詳細な記載を求める、②保有株式に株券貸借の対象となっているものが含まれるならば、その状況も明確に開示する、等の充実を図っていくことが適当である。

(2) 特例報告制度

特例報告制度は、日常の営業活動等において、反復継続的に株券等の売買を行っている機関投資家について、事務負担が過大とならないよう設けられた制度であるが、近時、一般投資者との公平性の確保、あるいは制度趣旨を歪めるような形での特例報告の利用を防止する等の観点から、特例報告のあり方について見直しを求める声がある。

この点については、投資者に対して一層の透明性が確保されるよう、特例報告に係る報告期限・頻度について、大幅な短縮等を図っていくとともに、保有割合が5%を上回る又は下回ることとなった場合には、速やかにその旨を報告することを義務付けるべきであるとの指摘があった。

他方、これに対しては、我が国の特例制度は、現状でも諸外国と比較して厳格なものとなっているのではないか、運用行動が過度にオープンとなることで投機筋に追随されるリスクをもたらし、結果として機関投資家を通じて投資している一般投資家にも不利益となり、機関投資家等に日本マーケットを回避させることになるのではないか、機関投資家にかかるコストや事務負担を増大させることになるのではないか、共同保有者についても、親会社等から独立して業務を行っている機関投資家が対象に含まれており、諸外国と比較して厳格なものとなっているのではないか、等の指摘があった。

これらの点を踏まえ、特例報告に係る報告期限・頻度等については、投資者に対して一層の透明性が確保されるよう、例えば2週間ごとの基準日における保有状況を5営業日以内に報告するなど可能な限りの短縮等を図っていくことが適当である。なお、この点については、特例報告に係る報告期限・頻度等の短縮等は基本的に行うべきでないとの指摘もあった。

また、報告期限・頻度等の短縮等に当たっては、併せて以下の見直しの検討を進めることが適当である。

- ①制度趣旨を歪めるような形での特例報告の利用を防止する等の観点から、現在、機関投資家に一般報告が義務付けられる要件として、「会社の事業活動を支配することを目的とする場合」が規定されているが、事業活動に重大な変更を加え、あるいは重大な影響を及ぼすことを目的とするような場合に、機関投資家であっても的確に一般報告が提出されるよう、規定の整備等の余地がないか、更なる検討が進められるべきである。
- ②また、報告期限・頻度の短縮等に伴い、大量保有報告書の提出義務の有無の判断に当たって、共同保有者間の重複計上をネットアウトして保有割合を算出することを認めるなど、透明性を損なう、あるいは新たな抜け穴となることなく合理化が可能なものについては、できる限りの合理化を図っていくことが適当である。

なお、現状、保有割合が10%を上回る取引を行った際には、特例対象者であっても一般の報告が求められているが、10%超保有の状態から保有

割合が10%を下回る取引を行った際には、一般の報告が求められていない。取引状況の明確な開示を求める観点から、このような場合について、一般の報告が行われるよう所要の見直しが必要である。

(3) EDINETによる大量保有報告書の提出

証券取引法上の開示書類については、原則としてEDINET（電子開示システム）による提出が義務付けられている。大量保有報告書については、提出義務者が個人の場合もあり得るとの理由で、これまで、EDINETによる提出の義務付けは行われてこなかった。

しかしながら、大量保有報告書の提出者は、上場株券等について少なくとも発行済株式総数の5%以上を保有する者であり、証券市場の効率性向上等の観点から、原則としてEDINETによる大量保有報告書の提出を義務付けることが適当である。

なお、EDINETについては、ユーザーの利用環境の変化等に適切に対応して、利便性の更なる向上が図られていくことが期待される。

(4) 大量保有報告に係る執行の強化

大量保有報告書については、その不提出、虚偽記載事案の捕捉等、執行の強化も重要な課題となる。このため、行政当局、自主規制機関、証券会社等の連携を一層緊密にするなどの取組みを強化することが求められる。

(5) 対象有価証券

投資法人の発行する上場投資証券（例えばREIT（不動産投資信託証券）等）については、議決権を有する証券であり、投資法人の支配権の獲得につながる有価証券であることから、新たに大量保有報告制度の対象とすることが適当である。

8. その他

いわゆる買収防衛策は、当該企業の財務状況や資本関係等に影響を及ぼすものであり、現在、会社法上の事業報告や証券取引所の適時開示システムにおける開示のあり方につき、関係機関における検討が進められている。

有価証券報告書については、開示企業の発行する有価証券に関し、投資判断上、必要となる情報を、一定の基準に従って投資者に対し提供させる

ことを義務付けているものである。このような制度趣旨を踏まえ、他の開示項目との整合性を保ちながら、いわゆる買収防衛策に関連して、有価証券報告書においてどのような形で開示を求めていくことが適切かについて検討を進め、所要の手当てを行っていくべきである。

また、いわゆる三角合併に際して、消滅会社が有価証券報告書の提出会社であって、存続会社や交付される株式の発行者が非提出会社であるというケース等を念頭に、存続会社や交付される株式の発行者に対する開示ルールについても検討を行っていくべきである。

会計基準のコンバージェンスを巡る国際的な動向

	米国とIASBの動き	日本とIASBの動き	日本と米国の動き
2002	10月 IASBとFASBがコンバージェンスに関する合意を公表		
2004	6月 EUは日米加の会計基準と国際会計基準の同等性評価プロセスを開始	6月 EUは日米加の会計基準と国際会計基準の同等性評価プロセスを開始	
2005	4月 SECが「ロードマップ」を公表(2009年までに国際会計基準に対する調整措置解消の目標)	1月 ASBJとIASBがコンバージェンスに向けた共同プロジェクトに合意	5月 金融庁とSECの会談において、ASBJとFASBの対話強化を支持することに合意
2006	2月 IASBとFASBはコンバージェンスに関する覚書(MOU)を公表	3月 ASBJとIASBは共同プロジェクト第3回会合において、コンバージェンスの加速化に合意	5月 ASBJとFASBによる第1回定期協議を開催
	「短期」 ↓ 「その他」 ↓	「短期」 ↓ 「長期」 ↓	6月 金融庁とSECによる日米ハイレベル証券市場対話
2008	(EUの同等性評価の結論)	(EUの同等性評価の結論)	
2009	(「ロードマップ」の調整措置解消の目標)		

Press Release



企業会計基準委員会

〒100-0001 東京都千代田区千代田2-2-2 三井生命ビル200号
TEL.03-5510-2737 FAX.03-5510-2717
URL <http://www.asb.or.jp/>

2006年3月2日

会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第三回会合開催

企業会計基準委員会
国際会計基準審議会

3月1日及び2日、企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)は、会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第三回会合を東京で開催しました。この会合には、ASBJ から斎藤委員長をはじめとした4名の委員及びスタッフ、IASB から Tweedie 議長をはじめとした4名のボードメンバー及びスタッフが参加しました。

(現在までの検討状況)

まず、第一フェーズの検討テーマ6項目(棚卸資産の評価基準、セグメント情報、関連当事者開示、在外子会社の会計方針の統一、投資不動産、新株発行費)についてのコンバージェンスに向けたそれぞれの取組み状況を確認しました。そして、検討が順調に進んでいることから、今回、以下の3項目を検討テーマに追加することで合意しました。

- ・ 資産除去債務
- ・ 工事契約
- ・ 金融商品の公正価値開示

(共同プロジェクトの今後の進め方：新たなプラン)

また、コンバージェンスの加速化を図るため、共同プロジェクトの今後の進め方について検討しました。その結果、ASBJ からの提案に基づいて、着手しやすいものから逐次テーマとして取り上げていく方式(「フェーズド・アプローチ」)から、差異のあるすべての会計基準について広く今後の取組みを明示する方式(「全体像アプローチ」)に移行することで合意しました。

この新たなプランでは、会計基準間の主要な差異のうち、短期的に解消可能なものを「短期プロジェクト」、それ以外を「長期プロジェクト」に分類しています。短期プロジェクトの項目は、当面、2008年までに解決するか、少なくともその方向性を決めようとするものであり、現在取り組んでいる9項目がその中に含まれます。一方、長期プロジェクトの項目は、業績報告、収益認識、遡及修正、連結の範囲(SPEを含む)、無形資産(研究開発費を含む)など、解決に時間を要するものであり、ASBJ および IASB はそれぞれのボードでの審議や調査研究をある程度行った上で、コンバージェンスに向けた議論を本格的に行なっていく予定です。

新たなプランでは、会計基準間の差異や短期・長期それぞれのプロジェクトの検討状況

Press Release



企業会計基準委員会

〒100-0011 東京都千代田区千代田2-2-2 五国生命ビル202号
TEL.03-5510-2737 FAX.03-5510-2717
URL <http://www.asb.or.jp/>

を定期的にレビューすることによって、コンバージェンスに向けた取組みの全体像が明らかになり、継続的なプロセスであることがより明確になると考えられます。

今回は、今年9月にロンドンで開催する予定です。

齋藤静樹 企業会計基準委員会委員長は、次のとおり述べています。

これまでに培った成果と相互の信頼に基づいて、われわれはプロジェクトの全体像を明確にしながら、さらにコンバージェンスを加速する新しいプランに合意しました。それに加えてASBJでは、非公式の討議資料である概念フレームワークをひとまず完成させる作業を進め、今後の協議の進捗に役立たせる予定です。これらはコンバージェンスに向けた共同プロジェクトに新しい局面をもたらし、共通する目標をより早期に達成させると確信します。IASBとFASBとの間で今後開発される新しい基準にも、積極的に貢献していく所存です。

David Tweedie 国際会計基準審議会議長は、次のとおり述べています。

高品質でグローバルな会計基準を持つという理想は、長年、広く受け入れられてきました。しかし、現在、世界は単一の会計基準へとコンバージェンスを行うことを現実のものとする方向へと急速に動いています。従って、IASBはコンバージェンスを加速化させるというASBJの提案を心から歓迎します。国際会計基準(IFRSs)と日本基準との差異を早く取り除ければ取り除けるほど、財務報告の多くの重要論点に関する新基準の開発の検討に、我々の合同会議は貢献できるのです。IASBはこれらの分野で今後数年間でアメリカの会計基準設定主体である財務会計基準審議会(FASB)と共同して会計基準を開発していく予定です。ASBJが重要論点についての検討により早い段階で関与できればできるほど、最終基準へのASBJの影響がより大きなものとなるでしょう。

2006年5月19日

企業会計基準委員会と米国財務会計基準審議会が グローバル・コンバージェンスを目指して協議を開催

企業会計基準委員会
米国財務会計基準審議会

5月18日及び19日、企業会計基準委員会(ASBJ)と米国財務会計基準審議会(FASB)は、国際的なコンバージェンスを目指した相互の対話を促進するため、それぞれの代表者による協議を東京で開催いたしました。この協議は今後定期的で開催される予定であり、今回の協議はその第一回目であります。

現在、世界中の90カ国以上の地域において、国際会計基準審議会(IASB)が公表する国際財務報告基準が適用されています。しかし日本基準及び米国基準は、多くの点で国際財務報告基準と共通するものの、それとの差異も含んでいます。このため、ASBJ及びFASBは、国際市場での摩擦や資本コストの削減が可能となるよう、財務情報の首尾一貫性、比較可能性、効率性の一層の向上を目指し、共通の会計基準の開発を目指した作業をIASBとともに進めています。

第一回協議では、ASBJ側からは日本の企業会計制度の概要、日米間の会計基準の差異分析、IASBとの共同プロジェクトの最近の状況、及び、我が国会計基準の背景にある考え方(概念フレームワーク)の説明が行なわれました。

FASB側からは、概念フレームワークや公正価値測定、投資不動産の会計処理を始めとしたIASBとの共同プロジェクトの最近の状況について説明がなされました。

また、ASBJ及びFASBは、FASBがIASBとの共同プロジェクトで現在検討中の企業結合プロジェクトや財務諸表の表示(従前の業績報告)プロジェクトについても意見交換を行ないました。次回以降も、中長期的課題や現在の懸案事項について、引き続き意見交換していくこととしました。

斎藤静樹 企業会計基準委員会委員長は次のように述べています。

「世界最大の資本市場を有する二国の基準設定主体ASBJとFASBの代表者による定期的な会合は、会計基準の国際的なコンバージェンスにおいて歴史的な意味をもつことになるかと確信する。ASBJとFASBは、IASBと協力しながら、世界の資本市

場の健全かつ適切な秩序と一緒に全力で支えていく。」

ロバート・ハーズ米国財務会計基準審議会議長は、次のとおり述べています。

「グローバル・コンバージェンスを目指し、ASBJ と協議を行なうことを歓迎する。
我々の協議は、グローバルな財務報告の品質を高め、世界市場のより効率的な運用
を可能とする会計基準の共通化を達成するため、FASB と ASBJ が IASB とともに
連携することの強力なコミットメントを反映するものである。」

なお、第二回協議は本年 11 月に米国で開催する予定です。

公認会計士法の一部を改正する法律

我が国資本市場の活性化

- ・我が国資本市場の活性化のためには市場の公正性・透明性の確保による投資家の信頼の向上が不可欠
(←「証券市場改革促進プログラム」平成14年8月)

投資家にとって魅力ある市場にするため
インフラである公認会計士監査制度の充実・強化が不可欠

監査と会計の複雑化・多様化・国際化

- ・グローバル化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的変化に対応していくことが不可欠

質を確保しつつ、多様な人材を輩出していくための試験制度等の改革が不可欠

国際的な信認の確保

- ・米国エンロン事件等の一連の会計不祥事
→ 米国企業会計改革法をはじめとする各国の監査制度改革の進展
- ・我が国におけるバブル崩壊後の会計不正

監査人の独立性の強化や監視・監督体制の充実・強化等による我が国監査制度に対する国際的信認の獲得が不可欠

公認会計士監査制度改革は喫緊の課題

【法律の概要】

○公認会計士の使命・職責の明確化

- ・監査及び会計の専門家として、独立した立場において、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨を規定

○公認会計士等の独立性の強化

- ・監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止
- ・監査法人内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当することを禁止する交代制の導入 等

○監視・監督体制の充実・強化

- ・監査法人等の業務運営の適正性の監視のための立入検査権の導入
- ・監査証明業務の独立性の確保のため、監査法人の内部管理や審査体制についての公認会計士協会による指導や監督（「品質管理レビュー」）を行政（公認会計士・監査審査会）がモニター

○試験制度の見直し

- ・現行の試験体系の簡素化
3段階5回→1段階2回 + 実務補習修了の確認
- ・一定の能力を持つ実務経験者、専門的人材育成の教育課程の修了者等に対する試験科目の一部免除

○監査法人の社員の責任の一部限定

- ・指定社員制度の導入により、監査に関与しない社員の責任を限定

- 規制緩和等関連規定の見直し
- 監査法人設立の届出制化

平成 17 年 10 月 25 日

金融庁

公認会計士・監査審査会

適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について

公認会計士監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、監査の信頼を揺るがしかねない事態が生じているとの認識の下、厳正な会計監査の確保等を通じた適正なディスクロージャーの確保に向け、以下の方策を推進するものとする。

1 4大監査法人に対する早急な検査等の措置

昨今の会計監査を巡る情勢、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して下記のとおり早急な検査等の措置を講じることとし、会計監査に対する信頼確保に資するよう努める。

- (1) 公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して監査の品質管理の観点から、現に実施中のものを含め、順次、日本公認会計士協会による品質管理レビューの審査及び検査を行う。監査の品質管理について改善すべきものが認められた場合、所要の措置を講じる。
- (2) 審査会は4大監査法人の改善状況についてフォローアップを行い、必要に応じて検査を実施する。4大監査法人における監査の品質管理の改善が1年以内に進捗しない等の場合、審査会は所要の措置を講じる。
- (3) 審査会は、審査及び検査の進捗状況に応じて、監査事務所を通じた監査の品質管理の全般的な実態を随時取りまとめ、公表することとしている。
4大監査法人についても、その検査等が一巡した段階で、4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について取りまとめ公表する。

2 公認会計士に係るローテーションルールの見直し

監査人の独立性確保と監査法人における監査の品質管理の徹底を図る観点から、現行継続監査期間7年、インターバル2年となっているローテーションルールについて、4大監査法人の主任会計士においては、今後、継続監査期間5年、インターバル5年へと見直しを図るためのルール整備を日本公認会計士協会に要請する。

3 品質管理基準の策定等

監査契約の締結から監査計画の策定、監査業務の実施、審査、監査報告書の発行に至る各段階において、監査の品質管理の強化を図る観点から、現在企業会計審議会で検討を進めている品質管理基準について、速やかに策定・公表を行う。これを受けて各監査法人においては、来年3月までに品質管理システムの整備を行うこととなる。

また、会計監査に際して、企業や企業環境についての十分な理解に基づき、虚偽記載の発生するリスクを的確に分析し、そのリスクの態様に応じて適切な監査手法が監査人により選択されていくよう、監査基準の改訂を併せて実施する。

4 開示企業における財務報告に係る内部統制の整備

開示企業における財務報告に係る内部統制の充実を図る観点から、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士による監査のあり方について、企業会計審議会における基準等の検討作業を加速するとともに、これを踏まえて評価及び監査に関する制度面での整備についても検討を進める。

(以上)

(問合せ先)

金融庁総務企画局企業開示課

電話 03-3506-6000 (代表)

公認会計士・監査審査会事務局

総務試験室

電話 03-5114-3600 (代表)

公 認 会 計 士 等 の 登 録 状 況

年 月 末	公 認 会 計 士	会 計 士 補	外 国 公 認 会 計 士	監 査 法 人	
	登 録 者 数	登 録 者 数	登 録 者 数		所 属 公 認 会 計 士 数
	人	人	人	法人	人
昭和40. 3	2, 0 8 6	6 7 5	2 2	—	—
45. 3	4, 0 6 2	8 6 9	2 9	2 4	5 6 2
50. 3	4, 9 2 7	1, 5 2 0	2 7	3 4	1, 3 3 1
55. 3	5, 8 3 3	2, 3 0 3	3 3	5 8	1, 8 5 2
60. 3	7, 6 2 8	1, 4 5 6	2 2	8 8	3, 1 8 5
平成元. 3	8, 3 6 0	1, 9 5 6	2 0	9 9	3, 7 4 3
2. 3	8, 6 6 8	2, 1 7 0	1 8	9 8	3, 9 0 6
3. 3	9, 0 2 5	2, 3 6 8	1 8	1 1 2	4, 2 7 1
4. 3	9, 2 8 9	2, 6 5 2	1 7	1 2 0	4, 5 9 2
5. 3	9, 6 8 2	2, 9 5 9	1 6	1 2 1	4, 8 7 4
6. 3	1 0, 1 6 0	3, 0 3 7	1 5	1 2 2	5, 1 3 8
7. 3	1 0, 4 3 6	3, 3 9 4	1 3	1 2 2	5, 3 8 0
8. 3	1 0, 7 8 7	3, 6 0 9	1 2	1 2 6	5, 5 4 9
9. 3	1 1, 1 4 5	3, 8 2 9	1 2	1 2 8	5, 7 4 1
1 0. 3	1 1, 7 2 3	3, 8 6 2	1 1	1 3 5	5, 9 8 7
1 1. 3	1 2, 1 7 8	3, 9 3 9	1 1	1 4 2	6, 1 9 9
1 2. 3	1 2, 6 8 2	4, 0 8 0	1 0	1 4 4	6, 3 6 7
1 3. 3	1 3, 2 0 9	4, 2 8 9	6	1 4 8	6, 6 7 7
1 4. 3	1 3, 7 3 4	4, 5 6 9	6	1 4 7	6, 9 0 1
1 5. 3	1 4, 2 4 6	4, 9 8 2	5	1 4 6	7, 5 3 7
1 6. 3	1 4, 8 3 7	5, 4 0 0	5	1 5 1	7, 9 5 9
1 7. 3	1 5, 4 7 7	5, 9 6 5	5	1 5 5	8, 2 0 7
1 8. 3	1 6, 2 2 2	6, 4 1 9	4	1 6 2	N. A

(注) 1. 監査法人設立第1号は、昭和42年1月19日である。
 2. 外国公認会計士資格の承認は、昭和51年以降行われていない。